

現地写真の撮影について

本事業の要件確認のため、着手前や完了時等の所定の時期に現地写真を撮影し、交付申請時や完了実績報告時に写真データを提出して頂きます。

必要な事項が不足し本事業の要件を満たしていることや、実施していることが確認できない場合は補助金の交付ができません。

<共通事項>

- ① カラーで撮影すること
- ② 必ず看板を写しこむこととし、看板には下記の項目を明記すること、電子看板は原則不可
 - ・建築主名または物件名
 - ・撮影日
 - ・採択通知番号 **「国住木 21」**
(着工前・改修前の現地写真に限る)
- ③ 看板は、記載内容が鮮明に確認できる大きさとし、敷地全景改修箇所が看板で隠れないこと
- ④ 日中に撮影すること(逆光とならないように注意してください)
- ⑤ 要件が確認できない場合で、再撮影が可能な時は再提出して頂きます。

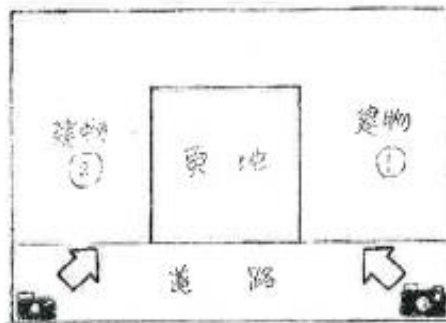
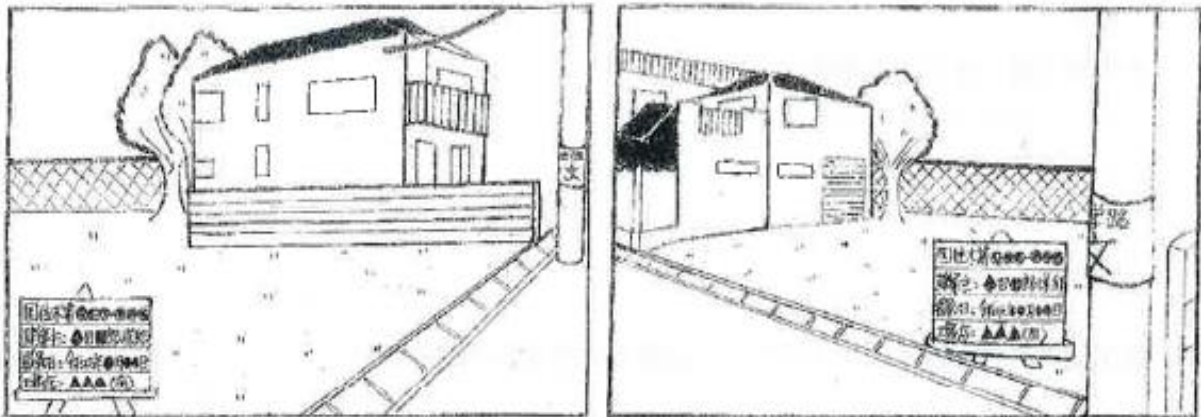
「着工前の現地写真について」(新築の住宅)

- ① 令和3年6月10日以降に撮影すること(看板に「国住木 21」、撮影日等を記載)
- ② 計画変更で追加しようとする施工事業者が行う住宅は、計画変更申請書を提出した受付期間終了日の翌日以降に撮影すること。(看板に「国住木 21」、撮影日等を記載)
- ③ 前面道路及び周辺の建物等を写し込んだ着工前の敷地全景写真とし、異なる2箇所から、異なる方向の周辺の建物等を写し込むことができる位置で撮影すること。
- ④ 敷地全景を遮る車、ブロック塀、広告看板等の支障物が写り込まない位置から撮影すること。
- ⑤ 着工前であれば、やり方、地縄張りの状況でも結構です。
- ⑥ 交付申請前の撮影時に“宅地の造成中”等の理由で、着工していないことが写真により確認できない場合は、上記<共通事項>に基づき撮影された着手前の現地写真を交付申請

時に提出して下さい。この場合、着工前に「着工前の現地写真」を撮影し、完了報告時に提出して下さい。

※既存建物の解体前に「着工前の現地写真」を撮影した場合は、解体後の再撮影は不要ですが、解体前の写真は前面道路及び周辺の建物を写し込んだものとしてください。

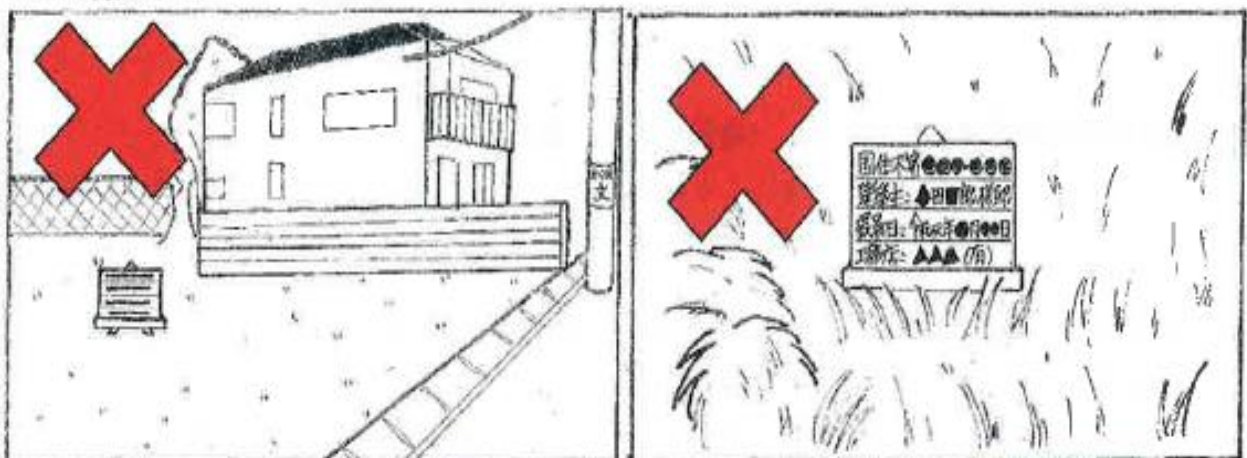
<良い撮影例>



撮影場所

異なる2箇所から、異なる方向の周辺の建物等を写し込むことができる位置で撮影してください。

<悪い撮影例>



遠くて看板が読めない現地写真は申請書類として受理できません。看板は明瞭に撮影してください。

周辺建物を写し込んでいない、敷地全景が確認できない現地写真は申請書類として受理できません。